

外国人の制度的把握

獨協大学教授

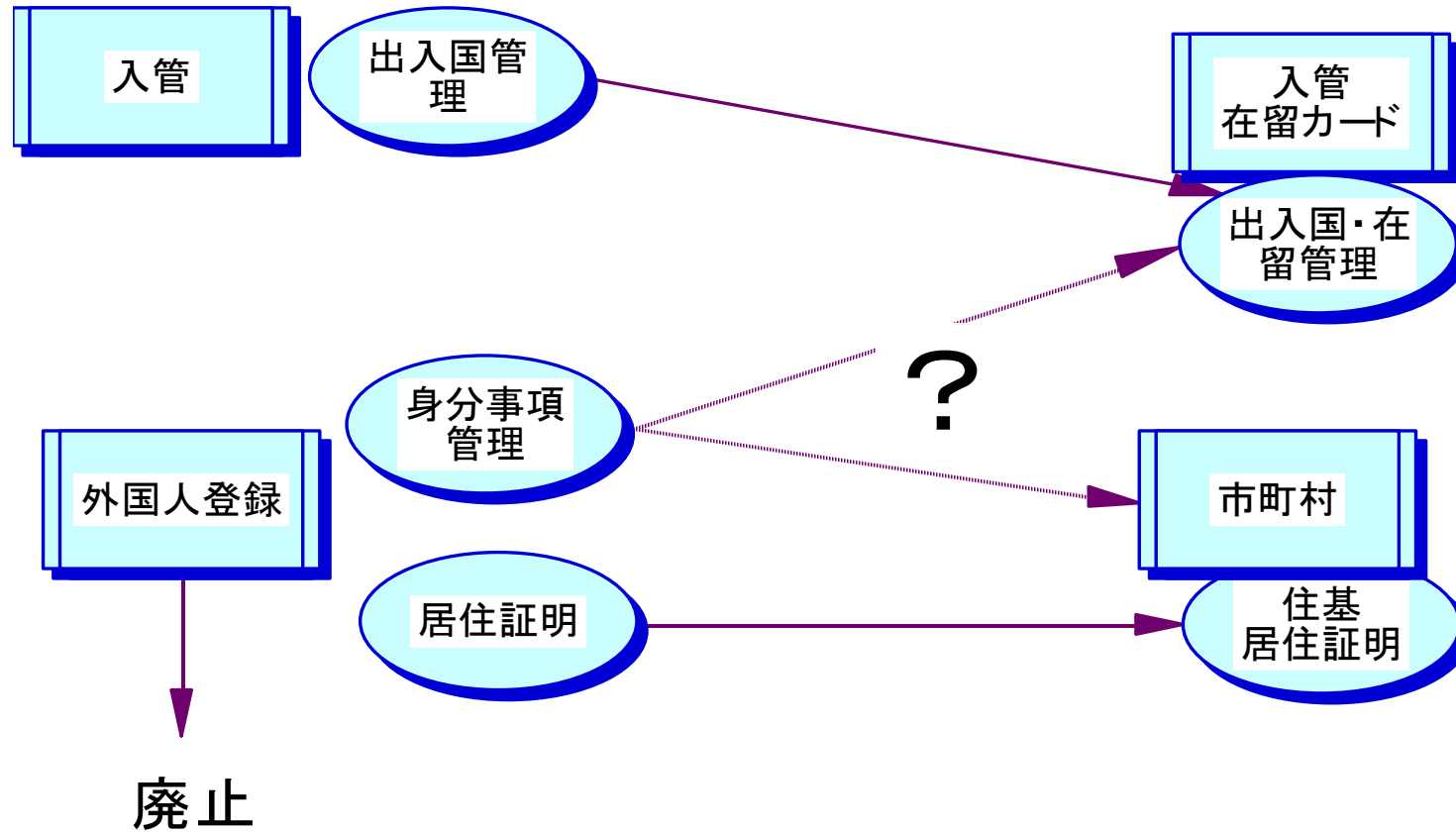
多賀谷 一照

構成

1. 外国人把握のあり方
2. 外国人と身分事項管理
3. 日本社会での共生・統合
ー永住者を中心にー

現在の制度

7月以降

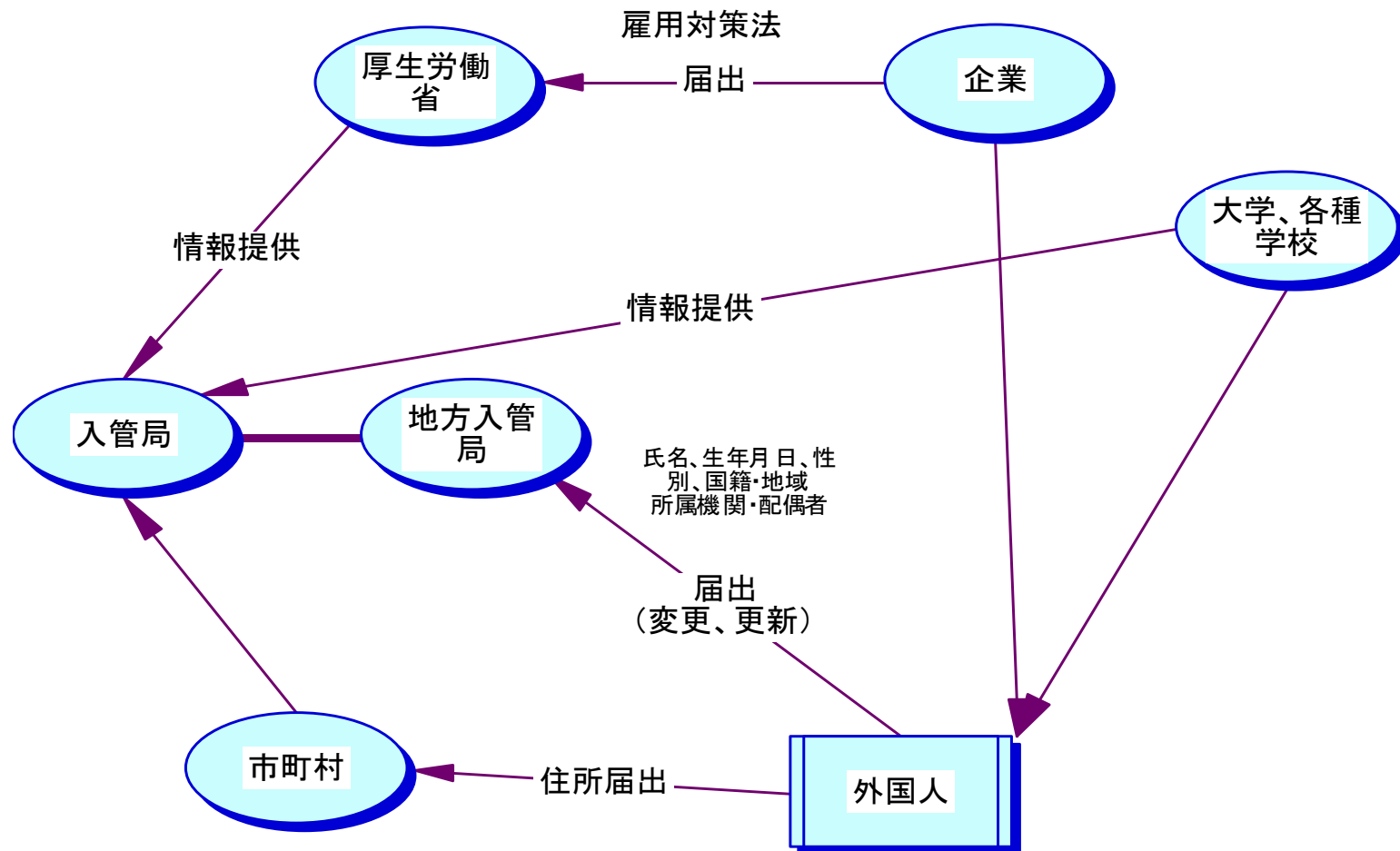


外国人の把握

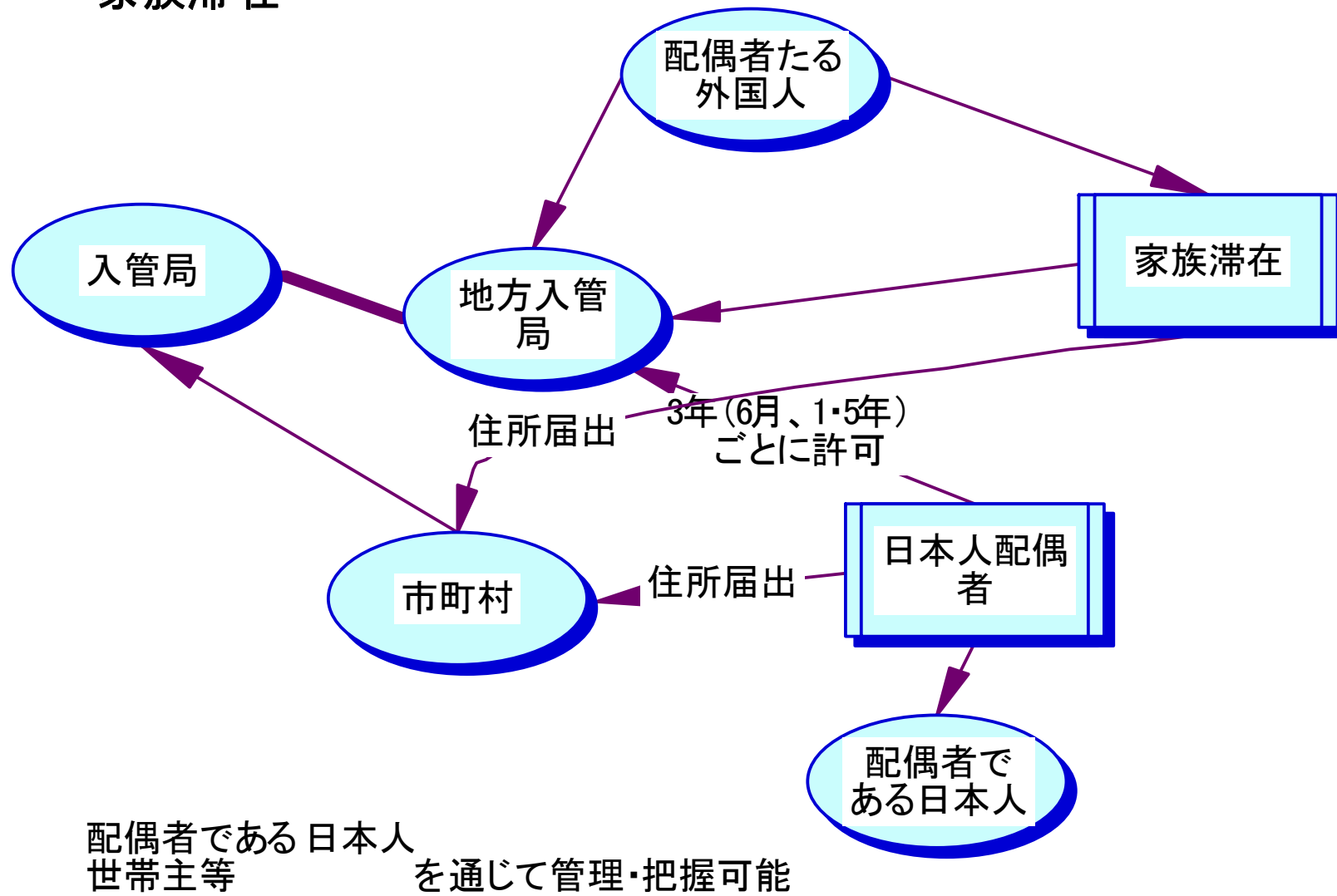
- 企業、大学などの組織に帰属している外国人
- 日本人配偶者、家族滞在
- 永住者、永住者の配偶者
 - でそれぞれ異なる

企業・学校の在籍者

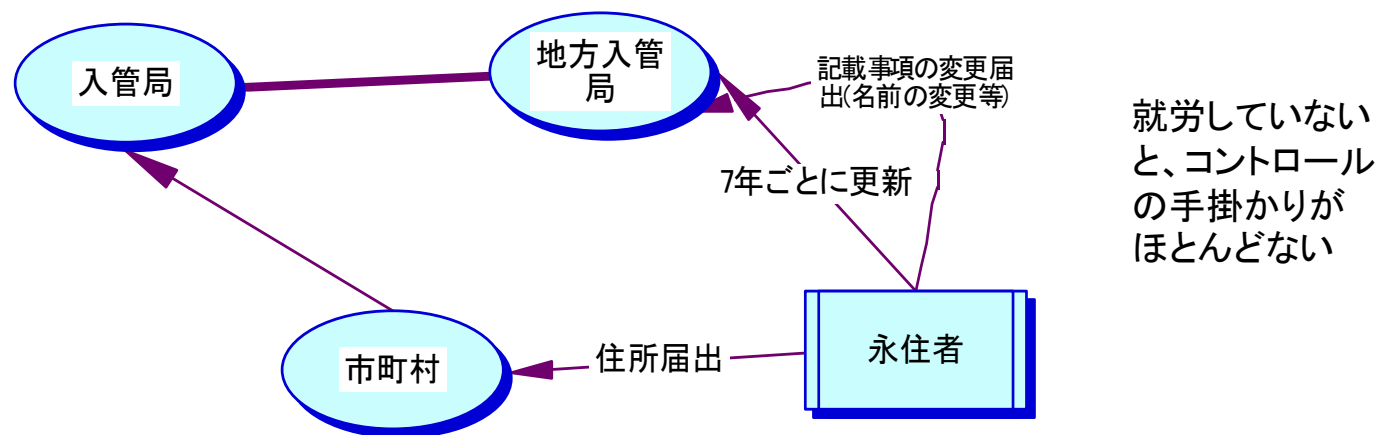
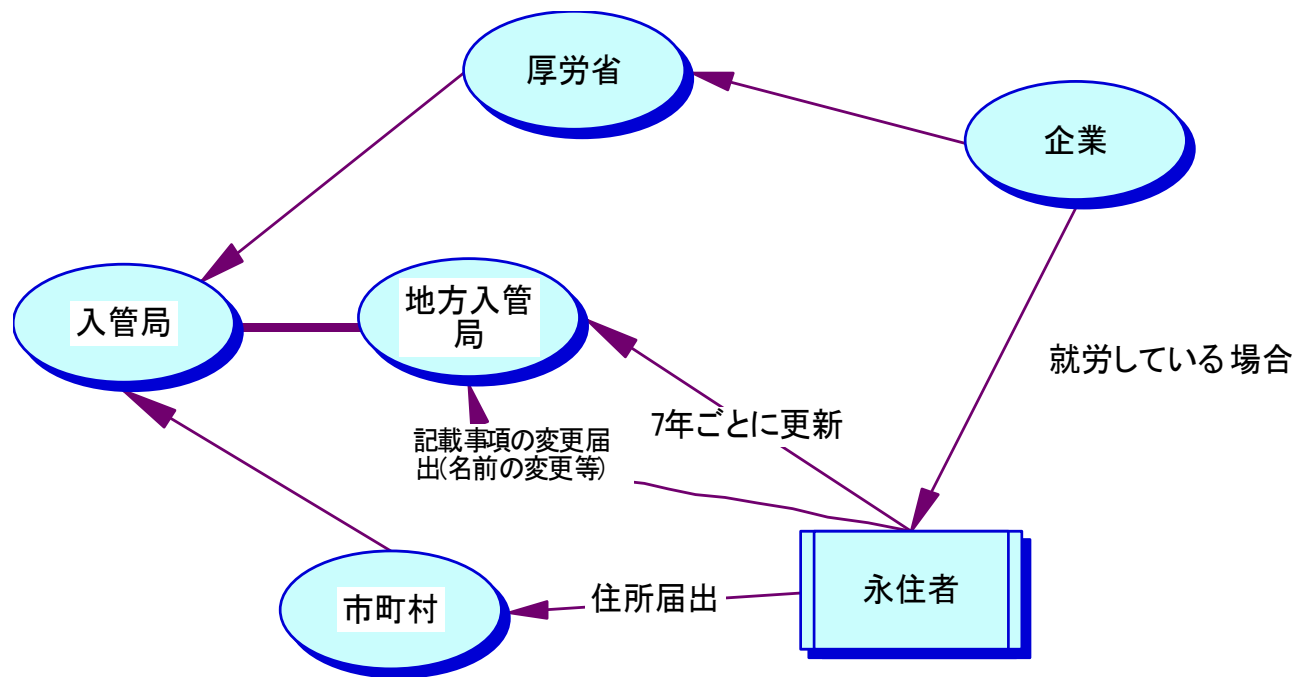
入管による管理（一定の在留期間ごとの更新）＋組織への帰属を通じて管理・把握可能



日本人配偶者、 家族滞在



永住者の場合



永住者

- 7年ごとの在留カード更新以外は、入管局は直接管理する仕組みとなっていない
- 永住者 総数59万人(2002年22万人)
 - 中国・韓国・朝鮮 24万人
 - フィリピン 10万人
 - 南米 16万人
- 中国人、朝鮮・韓国人
 - 戦前から日本に居住していた家族(特別永住者)など、日本社会にそれなりに溶け込んでいる
- それ以外の民族
 - 最近増加の傾向

配偶者、定住者も南米が増加

- 配偶者
 - － 日本人配偶者 総数 18万人
 - 中国・韓国・朝鮮 8万人
 - フィリッピン 4万人
 - 南米 3万人
 - － 永住者の配偶者 2万人
 - 中国・韓国・朝鮮 1万人
 - 南米 3600人
- 定住者 17万人
 - － 中国、韓国・朝鮮 4万人弱
 - － フィリッピン 4万人弱
 - － 南米 8万人弱
- 配偶者、定住者
 - － 一定期間後、永住者資格へ移行
 - － 永住者予備軍

永住者資格

- 永住者資格取得
 - 要件(22条2項)
 - 素行良、
 - 独立の生計を営む資産・技能
 - (日本人配偶者等は不要)
 - 7年に一回在留カード更新
 - 更新原則、許可制ではない
 - 多少素行が悪くなっても取消されることはない
- 資格取消事由(他の中長期在留者と共通 22条の4)
 - 取得時の偽装等(1項1号―4号)
 - 資格活動等の3月・6月以上の停止(6・7号)
 - 住居地届出違反等(8・9号)
 - 永住者の場合、資格取得後、後発的瑕疵は住居地変更
に限定

- 期間更新のないこと、資格活動等の停止という事由もないこと
 - 在留中の活動の管理について、永住者に対するコントロールの仕組みがない
- 退去強制
 - 退去強制事由
 - 刑法法令違反、不法就労助長、売春関係業務
 - 永住者は、退去強制事由に該当すると国外退去させられうる
- 入るところ(永住資格取得)と出るところ(退去強制)のチェックがあるのみ
 - 更新許可制でないので、退去強制事由に該当するまでは入管もチェックできない
- 点の管理
 - 線の管理になっていない
 - 刑法犯など退去強制事由該当に至るまで手を出せない

外国人の身分事項管理

外国人の把握

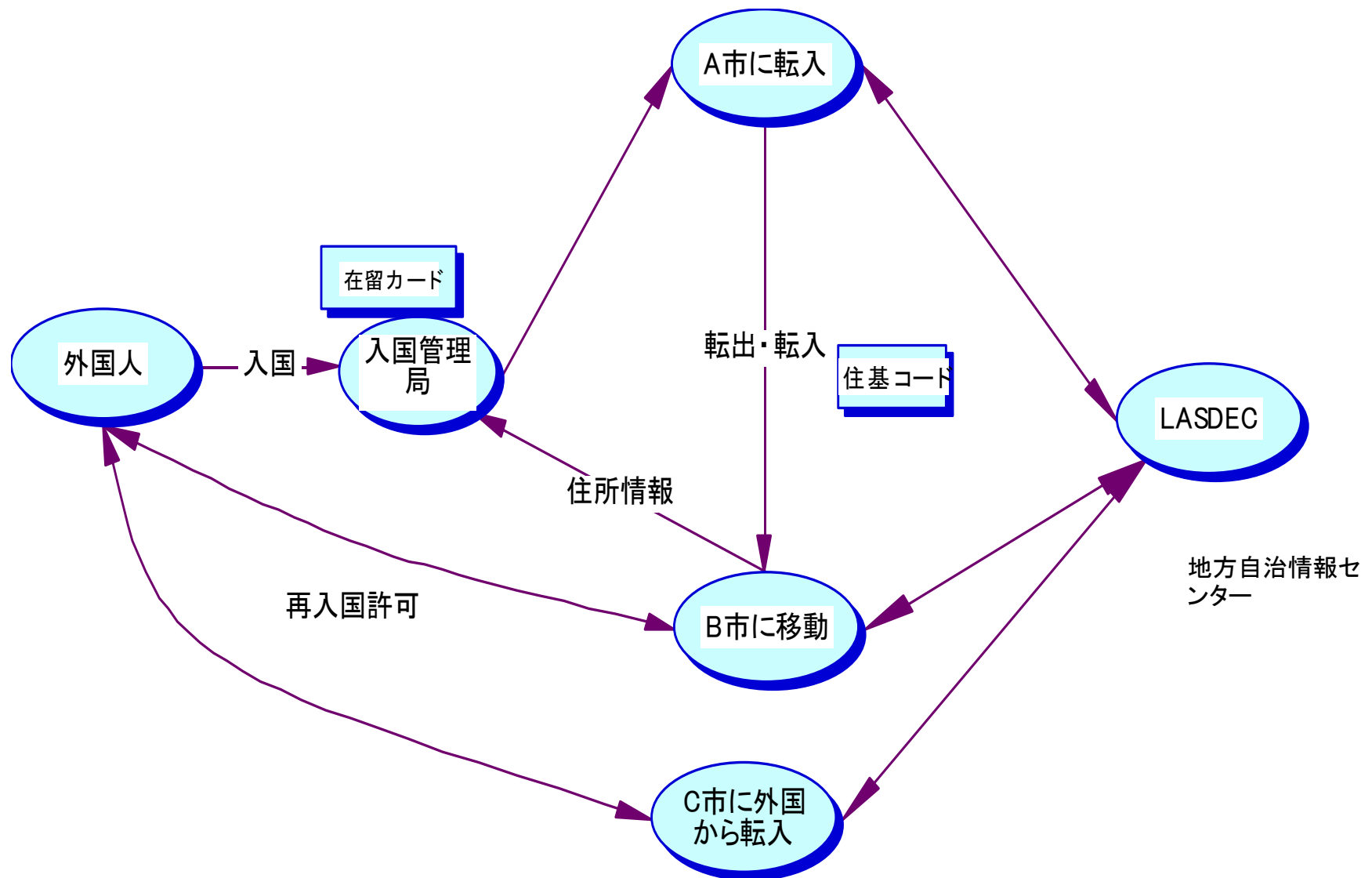
- 日本人の場合
 - 身分的關係 戸籍で管理
 - 居住關係 住民登録で管理
 - 戸籍の附票 両者の対応關係
- 外国人の場合
 - 居住關係 住民登録で管理
 - 出入国關係 入管が管理
 - 課題
 - 身分關係の捕捉
 - 両者(住基と入管)の対応關係

国内外移動と外国人の把握

- 国境を越えての移動
 - 再入国許可
 - みなし再入国許可
 - それ以外の形での入国
 - 出国記録
- 国内移動
 - 住所の変更
 - 届出なしの住所変更
 - 日本人の場合との比較
 - 日本人の場合も100%把握されているわけではない
- 転職、転校

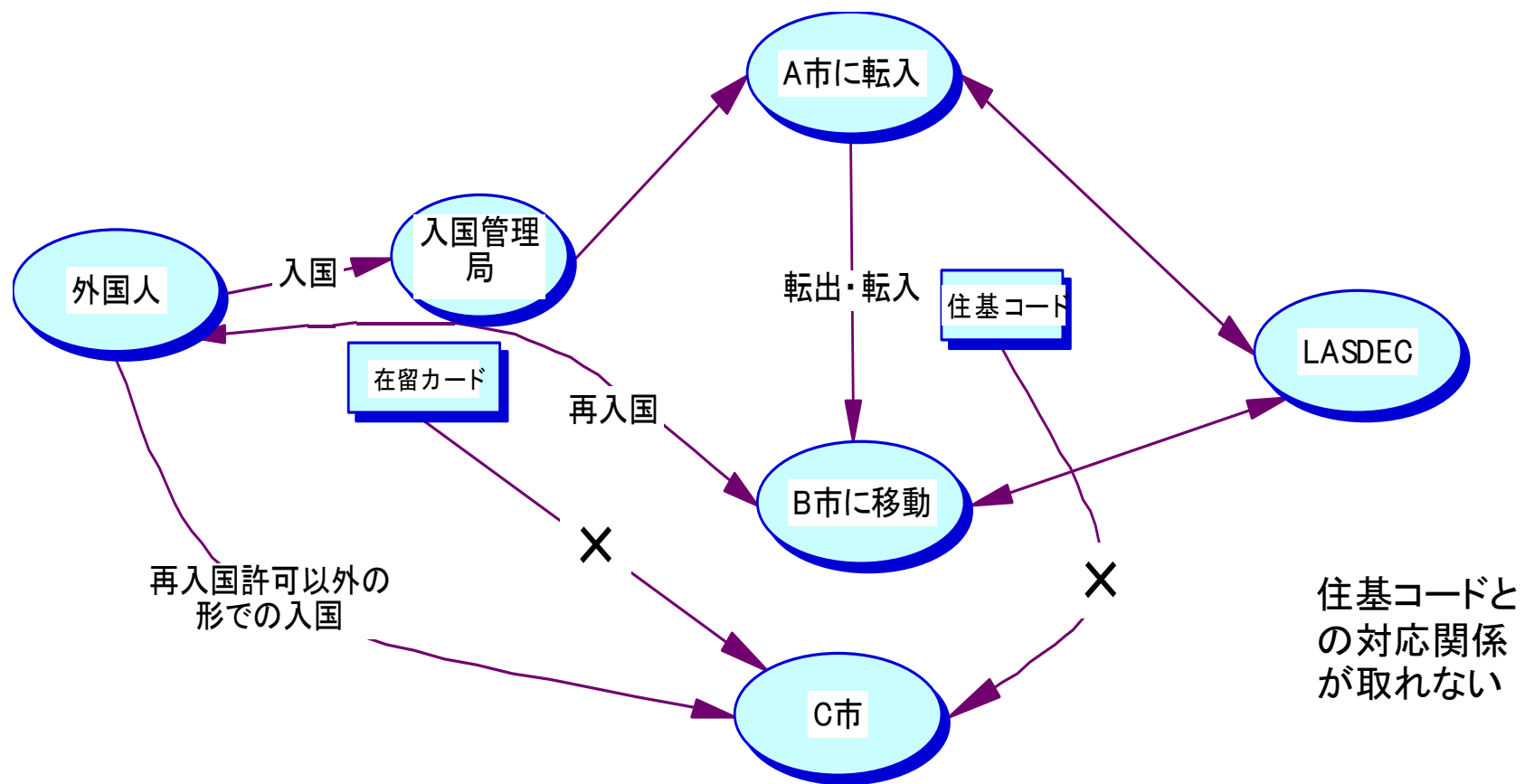
外国人の国内転居と付番

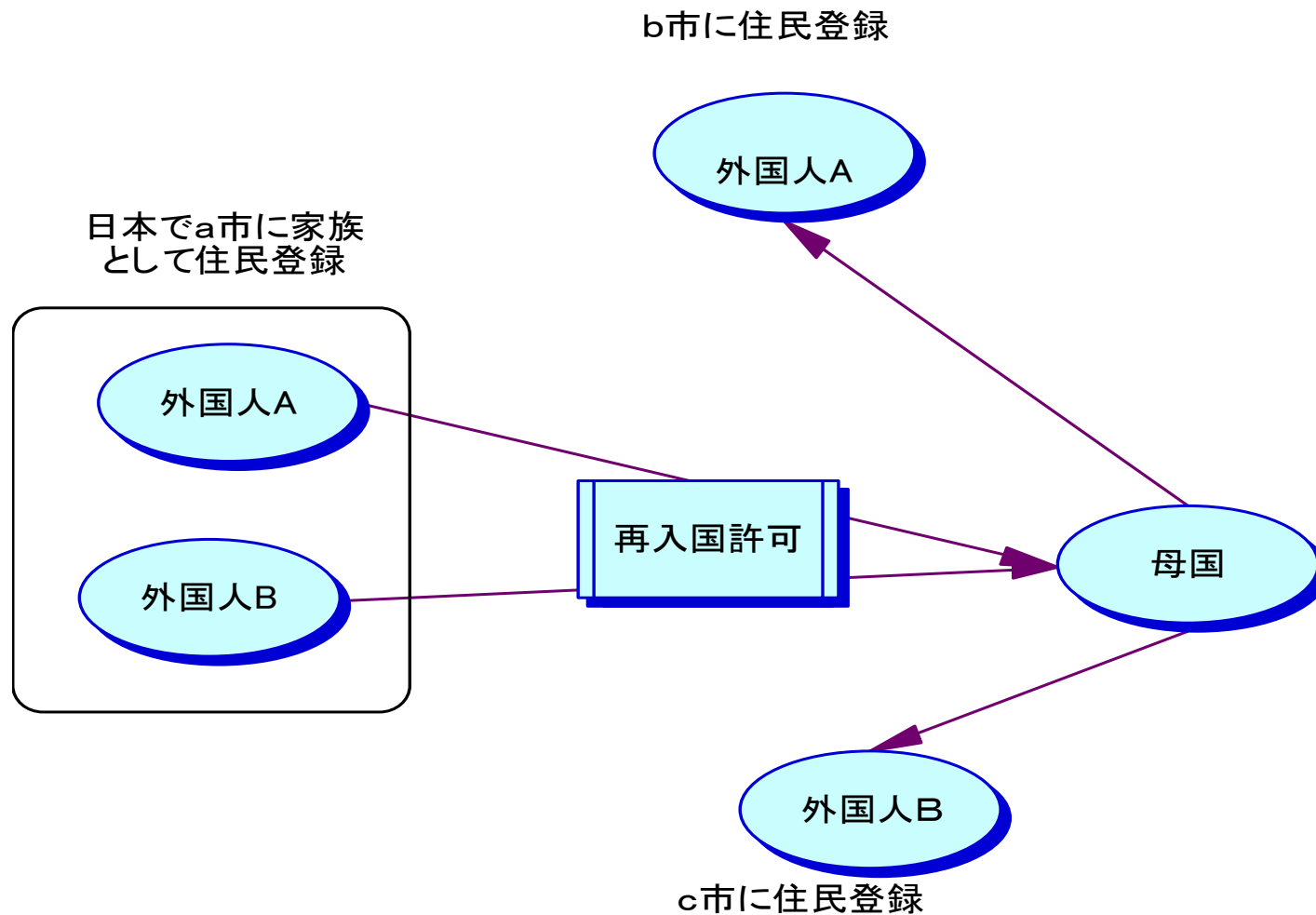
- 外国人登録法の廃止 住民基本台帳法の外国人への適用
 - 外国人も11ケタの住基コードが付番されることとなる
 - 適用は平成25年から(1年猶予)
- 住基システムによれば、最初の住居地で付番されることになる
 - その後転居した場合、最初の付番番号がついていく
 - LASDECを通じて同一性を管理



出入国管理(一在留一記録方式)

- 日本人の場合
 - 出生してから、死亡まで戸籍で把握
- 外国人の場合
 - 一在留単位で管理・把握
 - 入国記録
 - 再入国関係の記録
 - 出国(再入国の予定なし)
 - 終了(記録閉鎖)
- 同一外国人が数年後に新規に入国してきた場合
 - まったく別の外国人として記録
 - 従前の入国との対応関係はない
 - 中国書記官事件
 - 1997年まで 留学生として滞在
 - 2003年 二等書記官として赴任





この場合、AB間の家族関係を捉えることができない
(戸籍の不在)

- 期間を経て再度入国する外国人の同一性の把握
- 外国人の家族関係の把握
 - 外国人同士の家族関係
 - 日本人との家族関係
 - 戸籍類似の仕組みの必要性
- 外国人と履歴
 - 履歴＝学業や職業の経歴・家族関係など
 - 継続して我が国に居住する外国人にとって、経歴・履歴の概念を導入する必要性

日本社会での共生・統合 ー永住者を中心にー

外国人政策の在り方

(A)外国人と外国人として正當に扱うー共生

- ー イギリス型、多民族国家
- ー 外国人が、その国で外国人として活動する障害を除去
- ー 外国人が、国内である種部分社会を作することを認める
 - 中国、韓国民族
 - ー すでに日本社会の中で部分社会を作り、互助的な仕組みを設けている
 - ー 朝鮮人学校の教育についての日本法での位置づけ
 - 日系人
 - ー 歴史が浅いので、なお部分社会を作りきれていない

(B)外国人統合政策

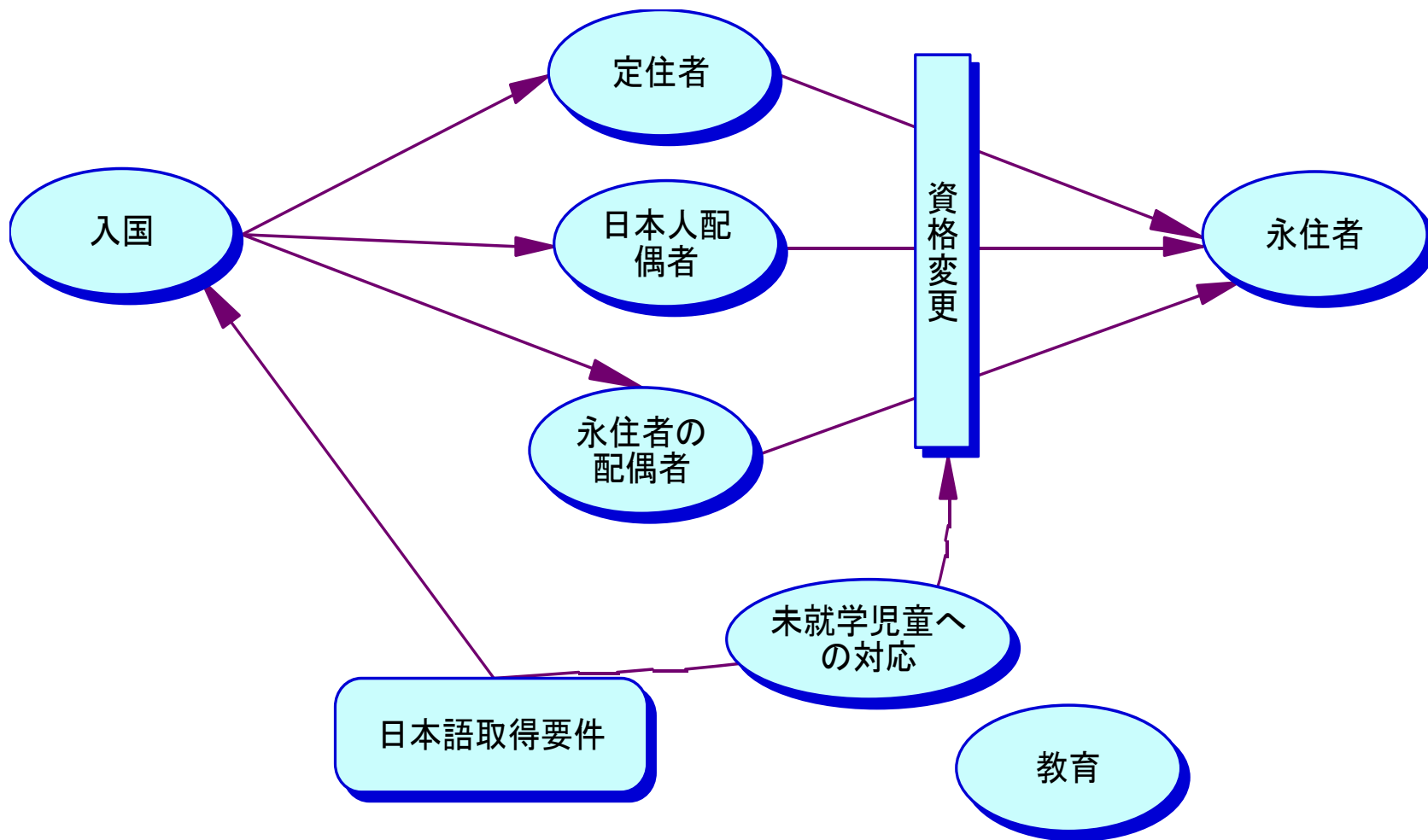
- フランス型
- 外国人をその国に同化させる政策
 - Integration(統合)
- 言語取得を義務付け
- 教育

日本の方向性

- (A)(B)どちらの方向？
- 少なくとも南米からの日系人には(B)の方向を取らざるを得ない

日本社会への統合の課題

- 日本語能力の向上施策
 - 日本語能力の確認業務
 - 日本語能力向上のための施策
- 教育問題
 - 未成年教育施策
 - 就学状況の確認
 - 就学届出
- 未就学年齢者への重点施策
 - 日本語教育など



永住者資格を取得する以前に、日本語能力向上、未就学児童への対応を図る必要

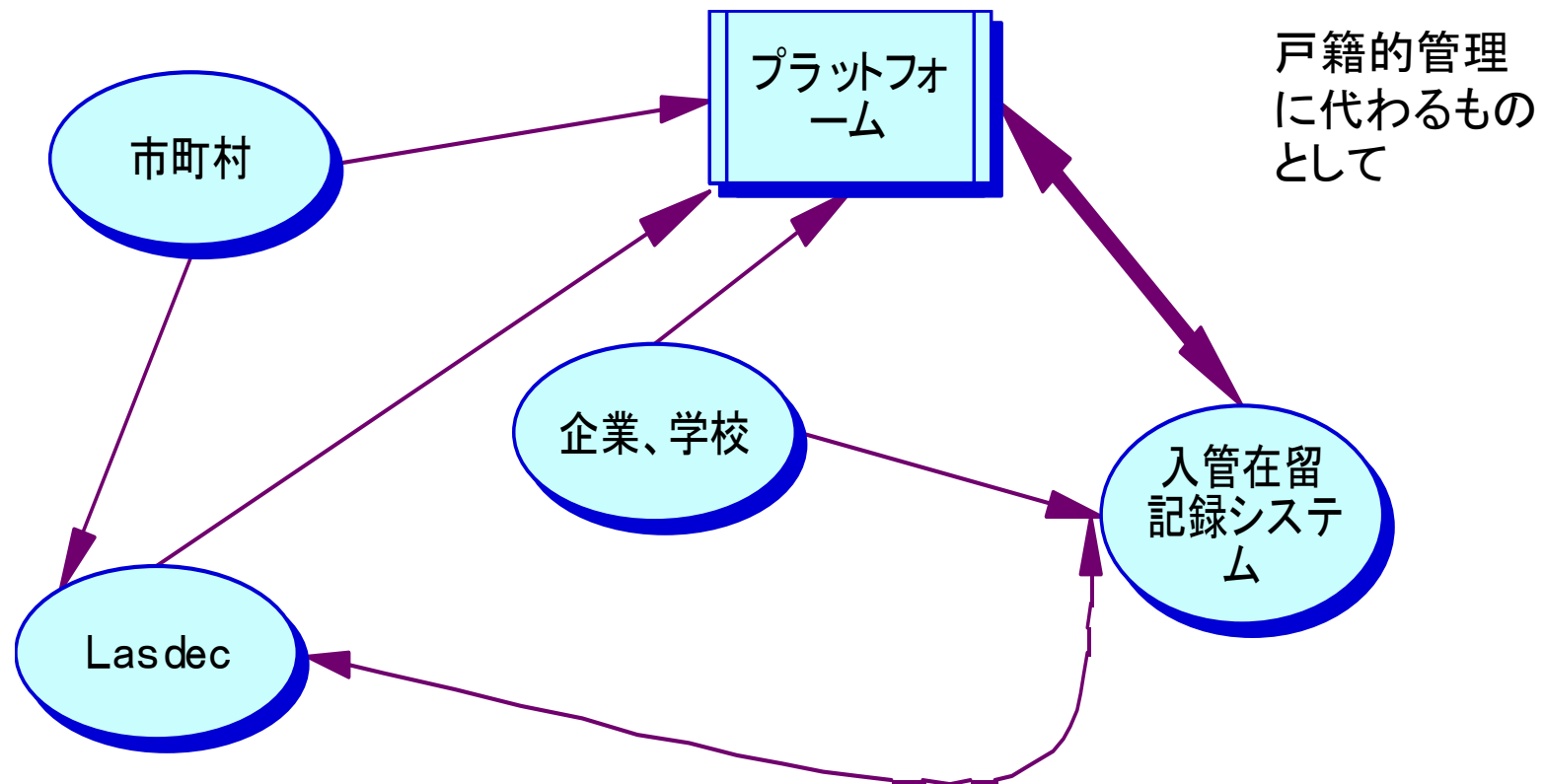
永住者への統合方策

- 日系人等には必要であろうが、中国、韓国・朝鮮系の永住者には必ずしも必要ではなく、一律に方策を取ると過剰規制としての反発を受ける可能性
- 中国、韓国・朝鮮の場合、独自に共生を図る可能性
- 一律規制ではなく、協調的手法で行う必要あり

外国人共生・統合の手法

	仕組み	課題
規制による手法	入管規制 ポイント制と連動など 住所登録の際に確認	規制的手法と統合、同化の 組み合わせの不適合 永住者には実効的ではない
組織を通じて の手法	企業、学校など組織との 結びつきを用いての日本 社会との結びつき強化	組織に帰属していない外国 人の存在
協約、契約的 手法	外国人が日本社会に入 るについて協約を結び、 その協約に基づいて日 本社会に受け入れるプ ログラムを作る ボランティア団体等によ る支援	協約の実効性の確保 (規制との組合せ) 協約を結ぶ行政側の主体 市町村が一定の役割を果た す必要性

外国人在留記録管理システム



情報の相互マッチング
個人情報保護法との整合性